

研究ノート

琉球政府宗教制度小史

大澤 広嗣

はじめに

本稿は、琉球政府の宗教制度について、沿革を整理するものである。琉球政府とは、沖縄を統治したアメリカ軍側の琉球列島米国民政府（The United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, USCAR）の管理下に置かれた、住民側の自治組織である。1952（昭和27）年から1972（昭和47）年まで存在した。

課題を設定した理由を述べる。本稿は、宗教制度史研究に位置づけられる。当該の研究領域には、文化庁〔1970〕や元宗務課職員の梅田義彦〔1971〕による包括的な著作が知られる。これらの成果から既に四十余年が経過しており、内容の更新が求められる。

上掲二書の刊行から現在までの時期で、宗教制度史をめぐる主要な課題の一つが、1972年における米国の沖縄施政権返還である。二書の執筆時には返還前であったため、記されなかった。またその記述範囲は、日本国政府の施政域内を対象としたため、復帰以前における琉球政府の宗教制度については、触れられていない。

本稿はこの二書の内容を補完するものであるが、2012（平成24）年に国立国会図書館議会官庁資料室、国立公文書館、文部科学省図書館、法務省図書館、沖縄県公文書館等で実施した資料調査をもとにしている。

1. 琉球の法体系

第二次世界大戦の末期、琉球列島は日本から行政が分離され、アメリカ軍の統治下に入った。奄美、沖縄、宮古、八重山の各群島別で住民側の自治組織が設置され、1951年4月1日に琉球臨時中央政府が設置された。1952年4月1日に同政府が各群島政府を吸収する形で、琉球政府として再編された。なお奄美は、1953年12月25日に復帰した。

一方の琉球列島米国民政府を経て、1950年12月15日に発足した琉球列島米国民政府は、同列島の政治全権を行使できるものと定められた。同政府は、布告・布令・指令を発出したが、「布告」は住民宛ての重要かつ基本的な事項を定めたもの、「布令」は基本的な法形式（陸軍軍政府布令、米国民政府布令、高等弁務官布令）、「指令」は行政機関宛に行政機関の行為を指示するのが目的だが住民にも拘束力をもった。

琉球政府では、布告等の範囲内において自治が認められ、機構として立法・司法・行政の三権を有した。立法院では、「立法」と呼ばれる法形式の法規を制定した。

このように各種の法規が混在したため、琉球における法体系は、「法の雑居」と呼ばれていた。沖縄県議会事務局調査課図書係長であった宮城剛助の調査によれば、復帰直前の1972年5月13日現在で効力を有した法規数について、推計929件と報告する。内訳は、①日本国法規で琉球現行法規として効力を有した法律・勅令・省令等の法規（79件）、②米軍法規等の公布総数（推計357件）、③琉球政府制定法（民立法）（493件）である〔宮

城 2007 : 181]。

このうち日本の法律について、1971 年現在で効力を有したのは 37 件とされ [琉球政府立法院 1971]、この中には法例 (明治 31 年 6 月 21 日法律第 10 号) ほか、後述する宗教団体法と民法が含まれた。

2. 琉球政府の宗務行政

(1) 信教の自由と政教分離

琉球列島米国民政府が定めた次の布告と布令により、信教の自由と政教分離が保障されていた。

琉球政府の設立 (1952 年 2 月 29 日米国民政府布告第 13 号)

第 6 条 信教、言論、集会、請願及び出版の自由及び正当な法手続によらない不当な捜査、たい補及び生命、自由又は財産の剥奪等に対する安全の保障を含む民主国家の基本的自由は、公共の福祉に反しない限りこれを保障する。

琉球政府章典 (1952 年 2 月 29 日米国民政府布令第 68 号)

第 2 章 住民の地位、権利及び義務

第 6 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も琉球政府又は市町村その他の行政団体から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

(2) 何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

(3) 琉球政府、市町村その他の行政団体は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

琉球政府章典は、同政府の基本法規というべき性質のものである。章典第 6 条は、日本国憲法第 20 条とほぼ同じ内容であり、琉球政府では信教の自由と政教分離の考えを導入したことがわかる。

(2) 文教局社会教育課

琉球政府の行政機関は、行政主席のもと、内局として主税局や法務局、農林水産局などの計 10 局 (復帰直前) が設置されていた。宗務行政は、文教局社会教育課が所掌して、1965 年 9 月 10 日から復帰までは文教局指導部社会教育課であった。

琉球政府行政組織法 (1961 年 7 月 31 日立法第 100 号) には、各局の所掌事務が定められ、同法の第 3 条第 10 項に文教局の所掌事務が明記された。学校、社会教育、学芸、文化等の字句はあるが、宗教はない。同条同項第 6 号には「その他教育に関すること」とあり、この条文を広く解釈して運用していたようである。

文教局組織規則には、宗教に関する記載がある。下記規則は 1971 年中央教育委員会規則第 23 号に基づく第 10 次改正の条文である [琉球政府法務局 1961b]。

文教局組織規則 (1965 年 9 月 6 日中央教育委員会規則第 16 号)

第 2 章 本局

(社会教育課)

第11条 社会教育課においては、次の事務をつかさどる。

16 学術及び文化（学校教育関係のものを除く。）並びに宗教に関すること。

職員について、文教局職員定員規程（1971年11月30日中央教育委員会訓令第2号）によれば、文教局定員は4,023人とある。内訳は、局内137人（総務部50人、管理部49人、指導部37人、局付大学調整官1名）、附属機関80人、政府立学校3,795人である。指導部内の社会教育課は定員10人で、この人員にて社会教育と宗教団体の事務処理を行った〔琉球政府法務局1961b〕。

3. 宗教関係法規

(1) 宗教団体法

宗教団体の事務処理の根拠となった法規について述べる。琉球政府法務局が編集した加除式法規集の『琉球現行法規総覧』第4巻II（教育・文化）には、第7章「宗教」が所収され、目次を見ると次の法規が列記されている〔琉球政府法務局1961a〕。

宗教団体法（昭和14年4月7日法律第77号）

宗教団体法施行令（昭和14年12月22日勅令第856号）

宗教団体法施行規則（昭和15年1月10日文部省令第1号）

宗教団体登記令（昭和15年3月16日勅令第98号）

宗教団体登記取扱手続（昭和15年3月20日司法省令第8号）

つまり琉球政府では、戦前の宗教団体法が適用されていたのである。なぜ同法が持続していたのか。本土では、政治的、社会的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件（昭和20年10月4日連合最高司令部発日本政府宛覚書）の発出により宗教団体法が廃止され、宗教法人令（昭和20年12月28日勅令第719号）が施行されていた。

本土から行政が分離された琉球列島で、日本旧法が効力を有した法的根拠は、次の2件の法規である〔沖縄民政府1946；琉球政府立法院1969〕。

米国軍占領下ノ南西諸島及其近海居住民ニ告グ（1945年米国海軍軍政府布告第1号）

四 本官ノ職権行使上其必要ヲ生ゼザル限り居住民ノ風習並ニ財産権ヲ尊重シ、現行法規ノ施行ヲ持続ス

刑法並びに訴訟手続法典（1955年3月16日米国民政府布令第144号）

第1章 基本法

1. 1. 2 1945年4月1日現在施行されていた現行法はそのまま琉球の法律として有効する。但し、民政府、琉球政府及びその前身たる機関の制定する法令によつて、改正、修正その他改変されたものについては、その限りではない。

前者は、沖縄を侵攻した米太平洋艦隊司令長官兼米太平洋地区司令官チェスター・ニミツ

ツ元帥が発出したため「ニミツ布告」と通称されるが、高等弁務官法令の廃止について(1964 年 10 月 14 日高等弁務官布令第 56 号)で失効した。

宗教団体にに基づく宗教団体の許認可の実態を見てみよう。1966 年当時の琉球政府文教局指導課からの提供資料 [梅田 1966] によれば、宗教団体ににより認可された宗教団体は、神社を除き、45 団体 (内訳は仏教系 22、キリスト教系 19、諸教 4) であった。他にも琉球政府では、未認可の宗教団体 54 (仏教系 7、キリスト教 47) を把握していた。

現行の宗教法人法 (昭和 26 年 4 月 3 日法律第 126 号) と宗教団体の大きな違いを述べる。宗教法人法は、宗教活動には関与せず、宗教団体に法人格を与えることが目的である。そのため宗教団体は、所轄庁から法人格の認証がなくても任意団体として自由に活動できる (ただし土地・建物は法人ではなく個人の名義での所有になる)。しかし宗教団体法は、あらゆる宗教団体が認可を受けることが原則であった。寺院は法人扱いだが、教会は教派・宗派・教団と共に非法人とされ、法人を希望する場合は別途の認可を要した。

復帰問題に対応した文化庁文化部宗務課課長補佐の高岡久勝は、次のように解説する。

宗教団体法では、非法人でも宗教団体は認可を要する建て前であり、そのため琉球政府では未認可のものには認可を受けるよう呼びかけているが、同法は所轄庁の監督権が強いため団体側では手続きをとらず、宗教法人法の施行待ちの状況である。また、認可している団体 (法人) については、所定の報告、届出、変更認可申請等の提出を勧めているが、厳しくはしていない。そのため事務所の移転をしても所定の手続きがなく、また代表者が変更しても未届のものがあって、非法人のものはもとより、法人についても必ずしも明確に把握されないきらいがある [高岡 1970 : 22]。

このように宗教団体法は、宗教団体に対する監督権限が強い法律であったため、前掲の琉球政府章典第 6 条に抵触した。高岡の解説のように、琉球政府では、宗教団体法を必ずしも明文どおりではなく、弾力的に運用していたのである。

琉球政府では、例えば文化財保護法 (1965 年 6 月 26 日立法第 29 号) のように、戦後の日本本土で公布された法律を参考にして、必要となる法規を立法院で制定した。1969 年 2 月に開会した立法院第 40 回議会 (定例) では、本土の宗教法人法とほぼ同じ、宗教法人法の立法が勧告されたが、審議未了で成立しなかった [大澤 2013]。

(2) 民法

戦前の宗教団体法では、神社神道が宗教として取り扱われず、公の造営物として同法の対象外であったため、神社が法人格を得る場合には、民法に基づく民法法人を設立していた。琉球政府でも、日本の旧民法が適用され [琉球政府法務局 1961b]、同様の措置が取られた。

民法第 1 編第 2 編第 3 編 (明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号)

第 34 条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

このため沖縄の神社では、波上宮奉賛会、普天間宮奉賛会、世持神社、浮島神宮復興期成会などを設立して、社団法人の認可を受けていた。なお民法は、戦前の大日本帝国憲法時代には計3回の改正がなされた。琉球政府では、復帰まで計7回の改正を行ったが、第34条の条文に変更はなかった。

戦前の公的台帳である神社明細帳について、旧沖縄県保管の台帳は戦災で焼失していた。沖縄戦によって土地の所有者が不明になり、非法人の神社も存在していたなど、復帰を前にして様々な問題があった〔沖縄県1975〕。琉球政府では、復帰準備として神社明細帳の再調製を行い、『公報』（官報に相当）で公告した〔琉球政府総務局1972〕。

神社明細帳調製復旧について

大正2年内務省令第6号の第7条から第9条までの規定に基づき1972年4月20日づけで左記のとおり神社明細帳調製復旧しました。

1972年4月12日／琉球政府行政主席 屋良朝苗

本公告では、波上宮や沖縄県護国神社など計13神社が列記された。文中の大正2年内務省令第6号とは、官国幣社以下の神社の祭神、神社名、社格、明細帳などについて定めたものである。本土では、昭和21年内務省令第5号で廃止されたが、琉球政府では効力を有していた。

4. 復帰による法的移行措置

琉球政府では、立法院での宗教法人法案の審議未了後、宗教団体の法的な移行措置について、日本国政府と連絡調整を進めた。その際には、文化庁文化部宗務課が担当となった。まず琉球政府の立法院決議があり、それを受けて日本国政府の閣議決定が行われた〔琉球政府立法院1971；〔文部省〕大臣官房1971〕。

沖縄の復帰対策に関する要請決議（1971年3月12日立法院決議第7号）

五十 教育関係

- 1 宗教法人／現に宗教団体法によって認可された法人は、本土法による宗教法人となるように所要の経過措置を講ずること。

沖縄復帰対策要綱（第二次分）（昭和46年3月23日閣議決定）

五 教育・文化

- (4) 宗教法人制度／復帰の際現に沖縄の法令により宗教法人である宗教団体については、本土の宗教法人法による宗教法人とみなすとともに、同法施行の際の例に準じ、一定期間内に規則の認証を受けることを要する等、必要な経過措置を講ずるものとする。

上記の経過を経て、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律が公布された。同法の施行は、沖縄返還協定、すなわち琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和46年6月17日）の効力発生日とされた昭和47年5月15日からである。幾度の改正を経て、今なお現行の法律である。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 (昭和46年12月31日法律129号)

第6章 法人の権利義務の承継等

(宗教団体等)

第47条 沖縄の宗教団体法 (昭和14年法律第77号) に基づく法人である宗教団体及びこの法律の施行の際琉球政府が保管している神社明細帳に記載されている神社は、それぞれ、宗教法人法 (昭和26年法律第126号) に基づく宗教法人となる。

以上、琉球政府の宗教制度について沿革を整理してきた。紙幅の関係で、琉球政府以前の宗教制度、琉球上訴裁判所の宗教関係判例、琉球政府が認可した各宗教団体の提出書類 (沖縄県公文書館蔵) などは、触れることができなかった。稿を改めて、詳細に検討したい。

参考文献

沖縄民政府知事官房 1946.6.1 『沖縄民政府公報』1。

琉球政府法務局 1961a 『琉球現行法規総覧』第2巻 (司法・法務、民事法I)、第一法規出版。加除式 (1972.5.13 現在)。

琉球政府法務局 1961b 『琉球現行法規総覧』第4巻II (教育・文化)、第一法規出版。加除式 (1972.5.13 現在)。

梅田義彦 1966 「琉球 (元沖縄県) の宗教事情」 『宗務時報』13 : 20-24。

琉球政府立法院総務部総務課 1968 『立法院関係法規集 1968年4月現在』同課。

琉球政府立法院事務局法制部立法考査課監修 1969 『琉球法令集 (布告・布令編) 1969年版』大同印刷工業。

高岡 [久勝] 1970 「沖縄の宗務行政の現状等について」 『宗務時報』25 : 21-22。

文化庁 1970 『明治以降宗教制度百年史』文化庁。

梅田義彦 1971 『改訂増補 日本宗教制度史』第4巻近代篇、東宣出版。

[文部省] 大臣官房総務課沖縄復帰対策連絡室 1971 『沖縄復帰対策関係資料集』同室。

文化庁 1971 「特集 沖縄の復帰と文化行政」 『文化庁月報』40 : 2-6。

琉球政府立法院事務局経済工務調査室 1971 『沖縄の復帰対策に関する参考資料』同局。

琉球政府総務局渉外広報部文書課 1972.5.6 『公報』36。

沖縄県総務部文書学事課 1975 「沖縄県の宗務行政事務の現況」 『宗務時報』35 : 38-42。

沖縄県総務部文書学事課 1996 「沖縄県における宗務行政の現状と課題」 『宗務時報』97 : 195-199。

宮城剛助 2007 「情報の検閲—「集成刑法の制定」—」 那覇市歴史博物館編 『戦後をたどる—「アメリカ世」から「ヤマトの世」へ—』琉球新報社、179-186。

沖縄県総務部総務私学課 2012 「沖縄県における宗務行政の変遷と現状」 『宗務時報』114 : 17-23。

大澤広嗣 2013 「琉球政府立法院の宗教法人法参考案」 『宗教研究』375 : 50-51。

研究ノート 琉球政府宗教制度小史（正誤表）

	誤	正
53 頁 14 行目	宗教団税法（昭和 14 年 4 月 7 日法律第 77 号）	宗教団税法（昭和 14 年 4 月 8 日法律第 77 号）
53 頁 15 行目	宗教団税法施行令（昭和 14 年 12 月 22 日勅令第 856 号）	宗教団税法施行令（昭和 14 年 12 月 23 日勅令第 856 号）
54 頁 6 行目	仏教系 7、キリスト教 47	仏教系 7、キリスト教 系 47
54 頁 下から 6 行目	公の造営物	公の 营造 物
55 頁 2 行目	社団法人の認可	社団法人の 許可
56 頁 1 行目	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年 12 月 31 日法律 129 号）	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年 12 月 31 日法律 第 129 号）